

「ウイルスバスター2009」/「ウイルスバスター2009 アカデミック版」のご使用前に必ずお読みください

下記の使用許諾契約書（以下「本契約」といいます）は、お客様とトレンドマイクロとの間の契約です。「ウイルスバスター2009」/「ウイルスバスター2009 アカデミック版」（いずれの製品も第4条所定のサポートサービスの一環として提供される一切のパターンファイル、検索エンジンおよびプログラムモジュール等、ならびに、ソフトウェア製品に付属するツール等のうち専用の使用許諾契約書がないものを含みます。以下、両製品を総称して「本ソフトウェア」といいます。）をインストール、複製、または使用することによって、お客様は本契約のすべての条件に同意されたこととなります。本契約の条件に同意できない場合は、お買い上げ後90日以内に、未使用の本ソフトウェアに領収書を添えて本ソフトウェアをお買い上げになった販売店までにお戻しください。本ソフトウェアの代金をお返しいたします。ただし、本ソフトウェアのダウンロード版および本ソフトウェアのうち「ウイルスバスター2009 アカデミック版」の返品はお受けいたしかねますので、ご注意ください。

使用許諾契約書

第1条 使用権の許諾

トレンドマイクロは、本契約記載の条件に従い、本条に定めるクライアントハードウェア（サーバハードウェアは含まれません）におけるセキュリティ対策を目的とした以下の非独占的、再許諾不可能かつ譲渡不可能な権利をお客様に対して許諾します。

1. 本ソフトウェアのシリアル番号（以下「シリアル番号」といいます）1件につき本ソフトウェアの3コピーを上限として、それぞれ1オペレーティングシステム（本ソフトウェアのマニュアル等に記載されている対応オペレーティングシステムに限り）へインストールし、当該オペレーティングシステムが稼動するクライアントハードウェア（リース物件またはレンタル物件を含みます）上で使用する権利。ただし、お客様が個人ユーザである場合には、本ソフトウェアをインストールするすべてのオペレーティングシステムは、同一個人または同一世帯で所有するクライアントハードウェア上で稼動するものとします。また、本契約における本ソフトウェアの使用許諾件数は、お客様が保有する1シリアル番号につき3件を上限とするものであり、当該上限を超えて本ソフトウェアを使用する場合、同時に使用しない場合であっても、使用するクライアントハードウェア上で稼動するオペレーティングシステムの数と同数の使用許諾を必要とします。
2. お客様が本ソフトウェアのうち「ウイルスバスター2009 アカデミック版」のユーザである場合、当該本ソフトウェアに関し、シリアル番号1件につき本ソフトウェアの1コピーを上限として、1オペレーティングシステム（本ソフトウェアのマニュアル等に記載されている対応オペレーティングシステムに限り）へインストールし、当該オペレーティングシステムが稼動するクライアントハードウェア（お客様の自己所有物件に限り）上で使用する権利。また、本契約における本ソフトウェアの使用許諾件数は、お客様が保有する1シリアル番号につき1件を上限とするものであり、当該上限を超えて本ソフトウェアを使用する場合、同時に使用しない場合であっても、使用するクライアントハードウェア上で稼動するオペレーティングシステムの数と同数の使用許諾を必要とします。
3. Webサービス「トレンド フレックス セキュリティ」（以下「本サービス」といいます）を提供する場合、前各号に定める本ソフトウェアの使用許諾件数を上限として、本サービスを利用する権利。なお、本サービスの利用にあたっては、本契約上で定める条件を除き、Webページ上に掲載される本サービスに関する利用条件（名称は異なる場合があります）が適用されるものとします。
4. 本ソフトウェアの保存のみを目的として、1コピーに限り本ソフトウェアのバックアップコピーを作成する権利。

第2条 著作権等

1. 本ソフトウェアおよびマニュアル等本ソフトウェアに関連する一切のドキュメント（以下、総称して「ドキュメント」といいます）に関する著作権、特許権、商標権、ノウハウおよびその他のすべての知的財産権はトレンドマイクロへ独占的に帰属します。
2. お客様は、トレンドマイクロの事前の承諾を得ることなく、本ソフトウェア、ドキュメントおよびシリアル番号を第三者へ賃貸、貸与または販売できないものとし、かつ、本ソフトウェア、ドキュメントおよびシリアル番号に担保権を設定することはできないものとします。加えて、本ソフトウェアのうち「ウイルスバスター2009 アカデミック版」は、トレンドマイクロの事前の承諾を得ることなく譲渡を行うことはできないものとします。また、お客様は、トレンドマイクロの書面による事前の承諾を得ることなく、お客様の顧客サービス（有償・無償を問わず営利目的または付加価値サービスとして第三者へ提供されるサービス）の一環として本ソフトウェアおよびシリアル番号を使用することはできないものとします。
3. お客様は、本ソフトウェアにつき、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルすることはできないものとします。お客様の改造に起因して本ソフトウェアに何らかの障害が生じた場合、トレンドマイクロは当該損害に関して一切の責任を負わないものとします。

第3条 保証および責任の限定

1. トレンドマイクロは、お客様が本ソフトウェアをお買い上げになった日から90日に限り、本ソフトウェアのメディアに物理的な欠陥があった場合、当該メディアを無料交換いたします。交換後のメディアに対しては、交換前のメディアに適用されるべき保証期間が適用されるものとします。この場合には、本ソフトウェアに領収書を添えて本ソフトウェアをお買い上げになった販売店あてにお戻しください。なお、本項の保証は、ダウンロードまたはトレンドマイクロ認定ウイルスバスターレスキューサービスにて本ソフトウェアをお買い上げになったお客様には適用されません。
2. トレンドマイクロは、前項において明示する場合を除き、本ソフトウェア、ドキュメントまたは第4条に定義されるサポートサービスに関して一切の保証を行いません。また、トレンドマイクロは、本ソフトウェアもしくはドキュメントの機能またはサポートサービスがお客様の特定の目的に適合することを保証するものではなく、本ソフトウェアまたはドキュメントの物理的な紛失、盗難、事故および誤用等に起因するお客様の損害につき一切の補償をいたしません。
3. 第4条1項および2項に記載されるユーザ登録もしくはユーザ登録変更の届出がなされない場合またはその内容に不備がある場合、トレンドマイクロからお客様への通知、郵送およびその他のコンタクトの不達により生じる不利益および損害については、お客様の責任とさせていただきます。
4. 第1条1項1号および3号に基づき本ソフトウェアまたは本サービスを同一世帯内で使用する場合、当該使用にあたっては、第4条所定のユーザ登録を行ったお客様が一切の責任を負うものとします。
5. 本ソフトウェアまたはシリアル番号の譲渡に関連して生じたいかなるトラブルについても、トレンドマイクロは一切の責任を負いません。また、トレンドマイクロは、合理的な理由に基づき不正な手段もしくは目的による譲渡、入手または使用であると判断したシリアル番号につき、使用停止の措置を講ずる場合があります。この場合、トレンドマイクロは、当該シリアル番号の利用者に責任がない場合であっても一切の補償をいたしません。
6. お客様が期待する成果を得るためのソフトウェアプログラム（本ソフトウェアを含みますがこれに限られません）の選択、導入、使用および使用結果につきましては、お客様の責任とさせていただきます。本ソフトウェアもしくはドキュメントの使用、サポートサービスならびに第4条3項および4項によりサポートサービスの提供を受けられないことに起因してお客様またはその他の第三者に生じた結果的損害、付随的損害および逸失利益に関してトレンドマイクロは一切の責任を負いません。
7. 本契約のもとで、理由の如何を問わずトレンドマイクロがお客様またはその他の第三者に対して負担する責任の総額は、本契約のもとでお客様が実際に支払われた対価の100%を上限とします。

第4条 サポートサービス等

1. トレンドマイクロは、同社が定める手続に従い、保有するシリアル番号ごとにユーザ登録またはウイルスバスタークラブ会員契約（以下「会員契約」といいます）の更新手続を行ったお客様に対し、会員契約の有効期間中、会員用Web「ウイルスバスタークラブ」に記載されるウイルスバスタークラブ会員特典（以下「サポートサービス」といいます）を提供いたします。ただし、インターネット接続環境またはメールアドレスをお持ちでないお客様においては、一部ご利用いただけないサポートサービスがあります。
2. お客様は、前項記載のユーザ登録の内容に変更が生じた際には、保有するすべてのシリアル番号それぞれにつきトレンドマイクロに対し遅滞なく届出を行うものとします。
3. サポートサービスの提供に関するトレンドマイクロの義務は、本条1項記載の内容に関する合理的な努力を行うことに限られるものとします。また、トレンドマイクロは、以下のいずれかに該当するお客様に対してサポートサービスを提供する義務を負わないものとします。
 - (a) トレンドマイクロが定める手続に従ったユーザ登録を行っていないお客様
 - (b) 前項所定の変更の届出を行っていないお客様または当該変更の届出に不備があるお客様
 - (c) 会員契約が有効期間にないお客様
 - (d) 本ソフトウェアを、トレンドマイクロが対応外とするオペレーティングシステム（日本語版以外のオペレーティングシステムを含みます）上で使用しているお客様
 - (e) 日本語以外の言語にて問い合わせをされたお客様
 - (f) トレンドマイクロにおいてユーザ登録情報が確認できないお客様
4. トレンドマイクロは、以下の場合、お客様へ事前の通知を行うことなくサポートサービスの提供を停止できるものとします。
 - (a) システムの緊急保守を行うとき
 - (b) 火災、停電等の不可抗力および第三者による妨害等により、システムの運用が困難になったとき
 - (c) 天災またはこれに類する事由により、システムの運用ができなくなったとき
 - (d) 上記以外の緊急事態により、トレンドマイクロがシステムを停止する必要があると判断するとき
5. お客様は、会員契約の有効期間が終了する日までにトレンドマイクロが定める手続に従い、保有するシリアル番号ごとに会員契約を更新することによって、引き続き本ソフトウェアの使用な

らびにサポートサービスの提供を受けることができます。なお、会員契約の更新には保有するシリアル番号ごとに別途年会費が必要となります。また、本ソフトウェアのうち「ウイルスバスター2009 アカデミック版」は、当該本ソフトウェアをお使いのお客様が会員契約を更新することにより、以後は通常版（当該更新時における「ウイルスバスター2009」の後継製品）として扱われるものとします。

6. 前各項にかかわらず、トレンドマイクロは、本ソフトウェアおよび一部の対応オペレーティングシステム上で使用される本ソフトウェアについて同社の裁量でサポートを終了することができるものとし、同社がサポートを終了した本ソフトウェアについては、お客様に対するサポートサービスを提供する義務を負わないものとします。なお、サポート終了製品は、別途サポートサービスの一環として配信するWebページ、電話またはファックスを介する問い合わせによってご案内いたします。

第5条 契約の解除

1. お客様が本契約に違反した場合、トレンドマイクロは本契約を解除することができます。この場合、お客様は、本ソフトウェア、ドキュメントおよびシリアル番号を一切使用することができません。

2. お客様は、本ソフトウェア、ドキュメント、シリアル番号およびそのすべての複製物を破棄することにより本契約を終了させることができます。この場合、本契約のもとでお客様が支払われた一切の対価は返還いたしません。

3. 本契約が終了するかまたは解除された場合、お客様は、本ソフトウェア、ドキュメント、シリアル番号およびそのすべての複製物をトレンドマイクロへ返却するかまたは破棄するものとします。

第6条 守秘義務

1. お客様は、(a)本契約記載の内容、および、(b)本契約に関連して知り得た情報（本ソフトウェアのシリアル番号、サポートサービスに関連する電話番号、ファックス番号、メールアドレス、URL、ID、パスワード、更新キー、IPアドレスならびにサポートサービスの一環としてコンピュータネットワークを介して提供される情報内容を含みます）につき、トレンドマイクロの書面による承諾を得ることなく第三者（第1条1項1号および3号に基づく使用者を除きます）に開示、漏洩しないものとし、かつ、本契約における義務の履行または権利の行使に必要な場合を除き方法を問わず利用しないものとします。ただし、国家機関の命令による開示等正当なる事由に基づき開示する場合はこの限りではありませんが、その場合にはトレンドマイクロに対して速やかに事前の通知を行うものとします。

2. 前項にかかわらず、以下各号に定める事項については前項の適用を受けないものとします。

(a) 開示を受けた時に既に公知である情報

(b) 開示を受けた後、自己の責によらず公知となった情報

(c) 開示を受ける前から、自己が適法に保有している情報

(d) 第三者から、守秘義務を負わず適法に入手した情報

(e) トレンドマイクロの機密情報を使用または参照することなく独自に開発した情報

3. 前各項の規定は、本契約が解除、期間満了またはその他の事由によって終了したときであってもなおその効力を有するものとします。

第7条 個人情報の取り扱いについて

1. お客様は、トレンドマイクロがお客様に関する以下の個人情報（変更後の情報を含みます。以下「個人情報」といいます。）につき必要な保護措置を講じたうえで収集、利用し、同社が定める相当な期間保有することに同意します。

(a) 氏名、会社名、性別、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス等、お客様が第4条1項および2項に基づき届け出た事項

(b) 購入製品、ユーザ登録日、契約の更新状況、対価の振込に関連して開示された情報等、お客様とトレンドマイクロとの契約にかかわる事項

(c) お客様から提出された問い合わせ内容およびアンケートへの回答内容等

2. お客様は、トレンドマイクロが、コンピュータまたはインターネットに関連するセキュリティ対策製品およびサービスの提供に関する事業において、以下の目的のために個人情報を利用することに同意します。

(a) サポートサービスの提供

(b) 契約の更新案内

(c) トレンドマイクロの製品およびサービスに関する案内

(d) トレンドマイクロの製品およびサービスに関連のある他社製品の案内

(e) セキュリティに関する情報の提供

(f) アンケート調査ならびにキャンペーン、セミナーおよびイベントに関する案内等のマーケティング活動

(g) トレンドマイクロの製品またはサービスの開発を目的とした分析および調査ならびにベータテストの依頼に関する通知

3. お客様は、トレンドマイクロが前項の各行為を実施するにあたり、秘密保持契約書を締結した

うえで同社の子会社および関連会社、販売代理店ならびに代行業者に対して本条第1項所定の個人情報提供、もしくは、個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合があることに同意します。尚、当該個人情報を同社の子会社および関連会社、販売代理店ならびに代行業者に対して提供、もしくは、個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合には、適切な安全管理措置を講じた上で、電子メール、記憶媒体などの送付により行います。

4. お客様は、トレンドマイクロに対し、自己に関する客観的な事実に基づく個人情報に限り、開示するよう請求することができるものとします。なお、開示請求にあたっては、別途トレンドマイクロが定める手続および手数料が必要となります。開示請求により万一個人情報の内容が不正確または誤りであることが判明した場合、トレンドマイクロは速やかに当該個人情報の訂正もしくは削除に応じるものとします。

5. 前項にかかわらず、以下のいずれかに該当する情報については、トレンドマイクロは開示の義務を負わないものとします。

(a) トレンドマイクロまたは第三者の営業秘密またはノウハウに属する情報

(b) 保有期間を経過し、現にトレンドマイクロが利用していない情報

(c) 個人に対する評価、分類、区分に関する情報

(d) トレンドマイクロ内部の業務に基づき記録される情報であって、これが開示されると業務の適正な実施に著しい支障をきたす恐れがあると当社が判断した情報

6. お客様は、トレンドマイクロが本条2項に記載される目的のために個人情報を利用することにつき停止および第三者への提供の停止の申し出を行うことができるものとし(但し、法令等に定めがある場合を除く)、同社は当該申し出を受けた場合利用停止の措置を講じるものとします。ただし、サポートサービスの提供または更新案内等、業務上必要な通知に同封または併記される製品案内、通知等についてはこの限りではありません。当該申し出に関するお問い合わせ、および個人情報の取り扱いに関するお問い合わせ先は、トレンドマイクロ 個人情報保護担当(兼個人情報保護管理責任者) privacy@trendmicro.co.jp となります。

7. お客様は、本契約が終了するかまたは解除された場合であっても、その理由の如何を問わず本条1項に基づきユーザ登録を行った事実に関する個人情報がトレンドマイクロにより一定期間利用されることに同意します。

8. お客様が本条にご同意いただけない場合、本ソフトウェアに関する一部もしくは全部のサービス提供等を受けられない場合があります。

第8条 一般条項

1. 理由の如何を問わず、トレンドマイクロからお客様へ通知、郵送およびその他のコンタクトを行う場合(サポートサービス提供の場合を含みますがこれに限られません)、当該通知、郵送およびコンタクト等の宛先は日本国内に限定されるものとします。

2. お客様は、本ソフトウェアおよびそれらにおいて使用されている技術(以下「本ソフトウェア等」という)が、外国為替および外国貿易管理法、輸出貿易管理令、外国為替管理令および省令、ならびに、米国輸出管理法に基づく輸出規制の対象となること、ならびにその他の国における輸出規制対象品目に該当している可能性があることを認識の上、本ソフトウェア等を適正な政府の許可なくして、禁輸国もしくは貿易制裁国の企業、居住者、国民、または、取引禁止者、取引禁止企業に対して、輸出もしくは再輸出しないものとします。

3. お客様は、2008年6月現在、米国により定められる禁輸国が、キューバ、イラン、北朝鮮、スーダン、シリアであること、禁輸国に関する情報が、以下のウェブサイトにおいて検索可能であること、ならびに本ソフトウェア等に関連した米国輸出管理法の違法行為に対して責任があることを認識の上、違法行為が行われないよう、適切な手段を講じるものとします。

<http://www.treas.gov/ofac/>

<http://www.bis.doc.gov/complianceand enforcement/ListsToCheck.htm>

4. 本契約の締結により、お客様が米国により現時点で禁止されている国の居住者もしくは国民ではないこと、および本ソフトウェア等を受け取ることが禁止されていないことを認識し、お客様は、本ソフトウェア等を、大量破壊を目的とした、核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイルの開発、設計、製造、生産を行うために使用しないことに同意するものとします。

5. 本契約は、本ソフトウェアの使用許諾に関し、本契約の締結以前にお客様とトレンドマイクロとの間になされたすべての取り決めに優先して適用されます。なお、トレンドマイクロは、お客様へ事前の通知を行うことなく本契約の内容、サポートサービスの内容およびその他の告知内容を変更できるものとし、当該変更がなされた場合、従前の本契約の内容、サポートサービスの内容および告知内容は無効となり、最新の本契約の内容、サポートサービスの内容および告知内容が適用されるものとします。

6. お客様は、トレンドマイクロからお客様への通知が電子媒体かつ電子的手段によってなされる場合があること、および、当該通知を受領することに同意するものとします。

7. お客様が、本ソフトウェアのシリアル番号、アクティベーションコード等を漏洩した場合には、お客様は、トレンドマイクロに対して、速やかに書面にて報告をするものとします。また、お客様は、トレンドマイクロの指示に従い、当該シリアル番号、アクティベーションコード等の使用を速やかに中止するとともに、トレンドマイクロが別途指定する金額および手続きによって、当該シリアル番号、アクティベーションコード等を購入し、再インストール等の作業を自らの責任と費用によって行うものとします。

8. 本ソフトウェアにおいて有害サイトのアクセス規制機能、フィッシング対策機能等を有する場合、お客様が当該機能を有効にした上で、コモンゲートウェイインターフェイスアプリケーションを使用しているサーバで構築されているWebサイトにアクセスし、ID、パスワード等を入力した場合には、お客様がアクセスしたWebページのURLにお客様が入力したID、パスワード等が含まれた状態でトレンドマイクロのサーバに送信される場合があります。この場合、トレンドマイクロでは、お客様がアクセスするWebページの安全性の確認のため、これらのお客様より受領した情報にもとづき、お客様がアクセスするWebページのセキュリティチェックを実施します。
9. 本契約は、日本国法に準拠するものとします。本契約に起因する紛争の解決については、東京地方裁判所が第一審としての専属的管轄権を有するものとします。